

令和2年度 CSF 経口ワクチンの夏期散布について

- 国より、令和2年8月7日付け事務連絡で標記夏期散布について、別紙のとおり通知がありました。

このため、本県においては、夏期散布を1回の実施とします。

1 国通知の概要

(1) 経口ワクチンに輸入時期

- ・ 9月下旬の見通し（具体的な時期は、9月中旬提示予定）

(2) 夏期散布の実施方針

	夏期1回目	夏期2回目
散布残のワクチンを保有する都府県	9月実施 ※保有ワクチン使用	10月実施
ワクチンを保有しない都府県 ＜岐阜県が該当＞	散布見送り	※9月下旬に新たに輸入するワクチンを使用

- ・ 国指針では1期2回散布の実施が困難な場合には、2回散布をしないことも認められている。

- ・ 国のCSF経口ワクチン対策検討会における分析では、1回散布でも一定の効果は得られている。

(3) 春期散布事業費の執行残の集約、再配分について

- ・ 執行残の集約、再配分は実施しない。
- ・ 夏期2回目に係る費用については、財務省と予算交渉中。

2 岐阜県の散布計画について

		散布回収期間	市町村数	散布箇所数	散布個数
春期 (実績)	1回目	4/8～4/22	34	2,197	43,940
	2回目	6/2～6/15	34	2,194	43,880
夏期 (計画)	1回目	(8/25～9/3)	⇒	散布見送り	
	2回目	10/28～11/6	34	2,200	44,000
冬期 (計画)	1回目	12/15～12/24	34	2,200	44,000
	2回目	R3.2/10～2/19	34	2,200	44,000

(8月21日現在 回答数22)

各都府県における経口ワクチン夏期散布の実施予定について

全国知事会CSF対策PTによる23都府県調査結果

1 夏期1回目の散布について

対 応	回答数
①保有するワクチンで実施する	10
②保有ワクチンがないので実施を見送る	10
③もともと実施する予定はない	2

2 夏期2回目の散布について

対 応	回答数
①実施予定である	17
②実施予定はない	4
③未定	1

3 今回の国通知に対する主な意見

- ・国の責任において散布終了までの方針、行程を示してもらいたい。
- ・年間を通じて計画的な散布ができるよう、国において早期に経口ワクチン及び事業費を確保してもらいたい。
- ・年度内に必要な量の経口ワクチンをまとめて輸入しておくなど、国の責任において安定的な調達をしてもらいたい。
- ・経口ワクチン散布・回収の実施体制や方法に関する課題等について、全国知事会CSF対策PTが主体となって都府県間で情報共有・交換できる場があればよい。
- ・国産の経口ワクチン開発・生産を早急に進めてもらいたい。

事務連絡
令和2年8月7日

C S F 経口ワクチン散布実施都府県畜産主務課 御中

農林水産省
消費・安全局
動物衛生課

C S F 野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業の夏期散布の実施について

平素から野生イノシシを介した豚熱の感染拡大防止に向けて、当課が実施している C S F 対策の推進にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

標記の件に係る今後の方針について下記のとおりご連絡いたしますので、各都府県においては経口ワクチンの野外散布の実施計画の見直しをご検討いただきますとともに、夏期散布の実施について地域協議会へのご指導をお願いします。

記

1 C S F 経口ワクチンの輸入時期等に関する情報

令和2年7月29日付け事務連絡により連絡した経口ワクチンの輸入遅延について輸入代理店を通じて情報収集を行ったところ、輸出国における新型コロナウイルス感染症の影響により、出荷にかかる作業が円滑に実施できなくなったことが原因との報告がありました。

なお、作業再開後の具体的な輸入時期については、9月中旬に改めて示される予定ですが、現時点では輸入時期は9月下旬になるとの見通しが示されております。

2 夏期散布の実施時期等に係る方針

経口ワクチンの輸入が大幅に遅延することから今年度の夏期散布については、以下のとおり実施することとします。

① 1回目（9月中めど）

現時点において経口ワクチンを保有する各都府県で、当該経口ワクチンを用いて散布を実施

② 2回目（10月中めど）

各都府県（①の都府県を含む）において、新たに輸入される経口ワクチンの散布を実施

現時点において経ロワクチンを保有しない都府県の散布回数は1回となりますが、「CSF 経ロワクチンの野外散布実施に係る指針」においては、1期2回散布の実施が困難な場合には、2回散布をしないことも認められており、散布回数を1回とした場合の効果ついて、令和2年6月24日に開催した「第59回牛豚等疾病小委員会・第5回CSF経ロワクチン対策検討会」における分析では、春期散布を1回散布として3期5回散布した事例では3期6回散布と比較して1回散布でも一定の散布効果は得られている状況となっています。

3 春期散布の執行残を活用した再配分調整の中止

夏期散布1回目に必要な予算については、春期散布の執行残をプールして各都府県に再配分する調整にご協力をいただいていたところですが、上記2のとおり散布個数も当初の計画から縮小することが見込まれるため、夏期散布1回目においては春期散布の執行残を活用した各都府県への再配分は行いません。

ただし、夏期散布2回目に係る費用については、鋭意財務省との予算交渉を行っている最中ですが、財政当局からは限られた財源の下、経ロワクチンを有効に活用していくが求められており、今後とも必要に応じて、各都府県に再配分のご協力をお願いすることとなります。

また、執行残の支出については、厳に必要最低限に留めていただきますようお願い申し上げます。

歯列による齢査定の導入について

1 目的

- 令和元年8月のドイツ・リトアニアの現地調査において、生後4～10カ月の幼獣を検査することで、その年に散布した経口ワクチンによる抗体の付与状況やCSFの浸潤状況が把握できるという知見を得た。
- 本県では、歯列による幼齢いのししの齢査定を行い、経口ワクチンの効果と、CSF ウィルスの浸潤状況を把握する。

2 これまでの取り組み

- 有識者の意見を踏まえ、「岐阜県版 歯列による簡便な年齢査定」を作成。
※いのしし下顎の後臼歯（MⅠ～MⅢ）の萌出状況から齢査定を行う。
- 令和2年2月から9月にかけて、齢査定研修会の実施や専門家の指導により、齢査定技術を習得。

【齢査定研修会】

- ・ 令和2年2月17日に開催。中央家保職員など15名が参加。
- ・ 後臼歯による査定や齢査定を行うための写真撮影方法について実習。

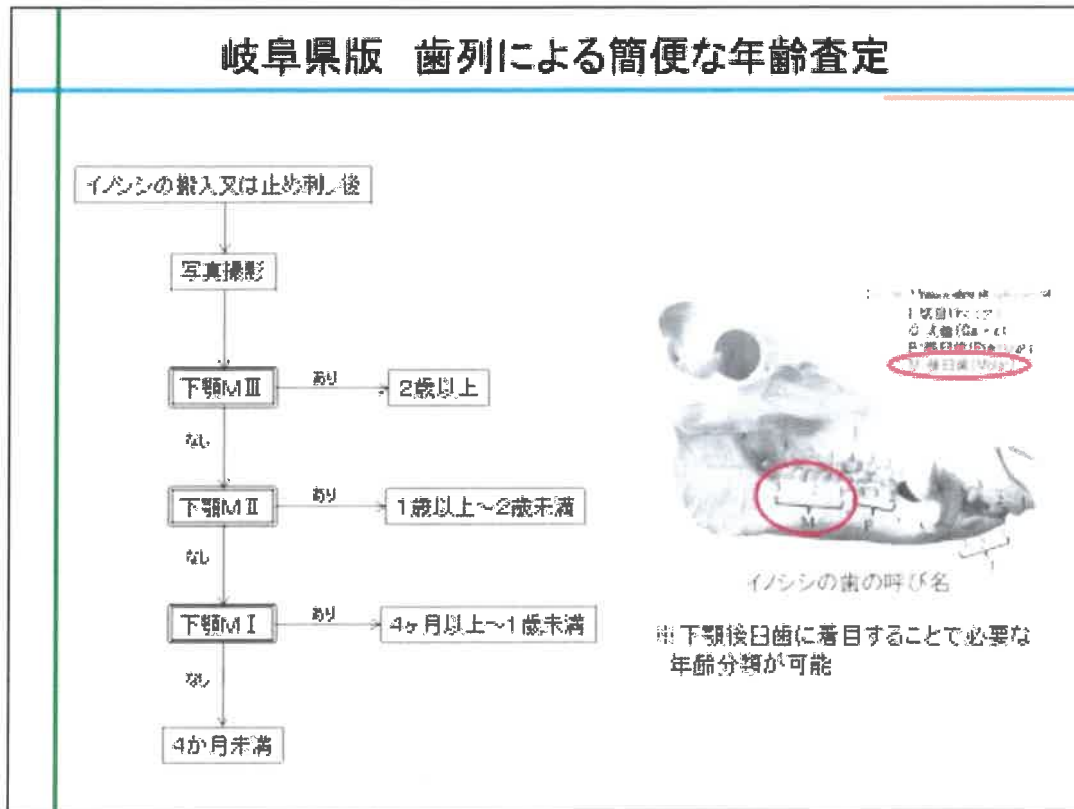
【写真による齢査定判定技術の習得】

- ・ 中央家畜保健衛生所の職員が齢査定を行ったうえで、歯列の写真を撮影し、専門家に送付。
- ※令和2年4月～5月の131個体で125個体（約95%）が専門家の査定と一致。
- ・ 6～9月は、判定が難しい検体について指導を受ける（10検体/月）

3 今後の取り組み

- 猟友会員に対して、歯列写真撮影方法の指導。（8～9月）
- 齢査定事例集の作成。
- 令和2年10月から県単独作業による齢査定を開始。
- 4つの齢区分、特に生後4ヶ月以上～12ヶ月未満の個体の抗体付与の状況やCSF浸潤状況を解析し、ワクチン散布の重点化など地域の状況に合わせたCSF対策に活用。

【岐阜県版 歯列による年齢査定フロー図】



【写真による年齢査定 (MI)】

